

進学届提出前の自宅外通学に関する証明書類の提出について

令和6年度に三重大学へ進学する給付奨学生採用候補者の方は、日本学生支援機構が行う自宅外通学の審査について、進学前の早期に申し込むことが可能です。

早期審査で自宅外通学が認められると、奨学金の初回振込月から、自宅外月額が支給されます。

早期審査を希望する方は、以下の内容を確認のうえ、申請をしてください。

下記の提出期間に書類の提出ができない場合は、従来どおり、進学届の提出(入力)後に、自宅外通学に係る書類を提出していただきます。

この場合、初回振込では自宅月額が交付され、日本学生支援機構での審査完了後に自宅外月額が支給されます。自宅外通学が認められた月まで遡って月額が変更されますので、早期審査の場合と給付される総額に変わりはありません。

対象者

以下①～③すべてに該当する方が対象です。

- ①三重大学の入学手続きが完了した方
- ②給付奨学金の予約採用者であり、下宿や寮から大学へ通う方(賃貸借契約が済んでいる方)
- ③期日までに必要書類の準備ができる方

提出書類

以下①～③すべてを提出してください。

①「通学形態変更届(自宅外通学)」様式は [こちら](#) (ダウンロードして、両面印刷のうえ、必要事項を記入してください。)

記入例は [こちら](#)

②自宅外通学を証明する書類

※必要な証明書類は [こちら](#) の要件確認チャートで確認してください。

※よくある質問については [こちら](#) を参照してください。

③「令和6年度大学等奨学生採用候補者決定通知」【進学先提出用】の写し

提出期間

令和6年3月1日(金)～3月15日(金) 平日9時～17時【必着】

提出先

三重大学学務部学生支援チーム1番窓口(総合研究棟Ⅱ 1階)

留意事項

①期間中に書類を提出した場合でも、審査が完了しない場合は、自宅月額からの振込となります。

②給付奨学生として正式に採用されるには、自宅外月額支給の手続きだけではなく、進学届の提出(入力)が必要です。別途ご案内する「進学届の提出手続き」について必ずご確認ください。